



2024年2月22日

各 位

会社名 関西ペイント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 毛利 訓士  
(コード番号 4613 東証プライム)  
問合せ先 経理・財務本部 経理部長  
梶谷 陽一  
(TEL 06-7178-5531)

2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び  
2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2024年2月21日開催の取締役会において決議いたしました2029年満期ユーロ円建取得条項付  
転換社債型新株予約権付社債及び2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発  
行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせ  
いたします。

### 記

I. 2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下I.において「本新株予約権付  
社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	2,771.0円
(ご参考)発行条件決定日(2024年2月21日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	2,309.0円
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100]$	20.01%

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を  
目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。  
また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法  
に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うこ  
とはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目  
論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| (1) 社債の総額               | 600億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額  |
| (2) 社債の払込金額             | 本社債の額面金額の101.0%<br>(各本社債の額面金額1,000万円)   |
| (3) 新株予約権付社債の募集価格(発行価格) | 本社債の額面金額の103.5%   |
| (4) 発行決議日               | 2024年2月21日  |
| (5) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日  | 2024年3月8日<br>(ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同じ。)   |
| (6) 新株予約権を行使することができる期間  | 2024年3月22日(同日を含む。 )から2029年2月22日(同日を含む。 )まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2029年2月22日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。<br>上記にかかわらず、本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日(以下に定義する。)(同日を含まない。 )から行使取得日(同日を含む。 )までの間は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、当社の判断による本新株予約権付社債の取得の場合には、2028年12月8日(同日を含まない。 )から選択償還期日(同日を含む。 )までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①預託日が2024年3月22日(同日を含む。 )から2028年12月8日(同日を含む。 )までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35日前の日以降の日に開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間中、又は②預託日が2028年12月9日以降の日であると |

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

きは、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、預託日が2024年3月22日(同日を含む。)から2028年12月8日(同日を含む。)までの日である場合には、償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のロンドン及び東京における5営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

また、預託日が2028年12月9日より後の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「預託日」とは、支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日をいう。

(7) 償還期限

2029年3月8日

(8) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2024年1月31日現在)の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は15.8%になる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を、直近の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値であります。

※詳細は、2024年2月21日付の当社プレスリリース「2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

Ⅱ. 2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下Ⅱ.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	2,771.0円
(ご参考)発行条件決定日(2024年2月21日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	2,309.0円
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100]$	20.01%

(ご参考)

2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| (1) 社債の総額               | 400億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額  |
| (2) 社債の払込金額             | 本社債の額面金額の100.0%<br>(各本社債の額面金額1,000万円)   |
| (3) 新株予約権付社債の募集価格(発行価格) | 本社債の額面金額の102.5%   |
| (4) 発行決議日               | 2024年2月21日  |
| (5) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日  | 2024年3月8日<br>(ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同じ。)   |
| (6) 新株予約権を行使することができる期間  | 2024年3月22日(同日を含む。 )から2031年2月21日(同日を含む。 )まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031年2月21日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。<br>上記にかかわらず、本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、預託日(以下に定義する。)(同日を |

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

含まない。)から行使取得日(同日を含む。)までの間は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、当社の判断による本新株予約権付社債の取得の場合には、2030年12月7日(同日を含まない。)から選択償還期日(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①預託日が2024年3月22日(同日を含む。)から2030年12月7日(同日を含む。)までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35日前の日以降の日を開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間中、又は②預託日が2030年12月8日以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、預託日が2024年3月22日(同日を含む。)から2030年12月7日(同日を含む。)までの日である場合には、償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のロンドン及び東京における5営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

また、預託日が2030年12月8日より後の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「預託日」とは、支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日をいう。

## (7) 償還期限

2031年3月7日

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(8) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2024年1月31日現在)の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は15.8%になる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を、直近の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値であります。

※詳細は、2024年2月21日付の当社プレスリリース「2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2031年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。